

## 第1回消費生活審議会における御意見への対応について

御意見	対応
<p>相談のイメージがしやすいよう、具体的な解決事例も含めた周知や啓発ができることより効果があるのではないかと。</p> <p>消費者被害の抑止効果を図るために、苦情相談の具体的な事柄について、一定のポリシーを立ててもう少し踏み込んだ情報公開ができることよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、具体的なトラブル事例及びその対処方法については、出前講座「いばらき 暮らしのセミナー」において周知するほか、毎月、新聞・ラジオで啓発しており、テーマは、相談件数が多いものなどとしている。</li> <li>・今後は、さらに具体的な事例や対処方法を周知していくため、県ホームページにも掲載していく。また、併せてX（旧ツイッター）でホームページへのアクセスを呼び掛けていく。</li> <li>・併せて、ホームページに掲載した相談事例を各市町村へ共有し、市町村広報誌等への掲載にも協力いただけるよう依頼していく。</li> <li>・なお、消費生活相談情報には相談者個人のプライバシーに関する情報や事業者の信用性に影響しうる機密性の高い情報が含まれ、また、相談内容に不正確さや虚偽、誹謗・中傷を伴う可能性を排除できないため、特定の事業者名や商品名等を明らかにすることに慎重になる必要がある。これらに配慮しながら、できるだけ分かりやすい情報の発信に努めていく。</li> </ul>
<p>高齢者の消費者被害防止対策として、スーパーマーケットのかごに啓発物を置くなど、日常生活の中で意識付けをするような手立てをするのはどうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、消費の現場での啓発の取組として、エシカル消費の啓発ポップを県内食品スーパー等に掲出する取組を行っているところ。</li> <li>・消費者被害防止を含めた効果的な啓発方法について検討していく。</li> </ul>
<p>「国、県等が実施する研修への市町村行政職員の参加率」について、内容を動画配信してどこでも受講できるようにするなどすれば、すぐに目標を達成できるのではないかと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、県消費生活センターが実施している市町村消費生活相談員向け研修のうち行政職員向けの研修は、リアルタイムでのオンライン開催で実施している。今後は、オンデマンド配信も実施し、受講しやすい環境をつくる。さらに、市町村に対し、研修受講を働きかけていく。</li> </ul>